

## 2020 年度（令和 2 年度）活動方針案

（2020 年（令和 2 年）11 月 1 日から 2021 年（令和 3 年）10 月 31 日まで）

認定特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

### 1 基本方針：「ニューノーマル（新しい生活様式）」期においてこそ、理念にもとづき、野生生物保護活動 3 つの柱を着実に実行する

新型コロナウイルス蔓延がもたらした「ニューノーマル（新しい生活様式）」は、地球の各所で進化、多様化してきた自然生態系を攪乱し続けてきた人間活動の「広がり」と「濃さ」を大きく後退させることの必要性を世界に痛感させました。この時期にこそ、人類の生存基盤を維持するためにも、人間は野生生物の世界に介入し過ぎることがあってはならないという JTEF の理念（別紙）が「より響く」こととなり、この理念の下に、以下の 3 つの活動を、

トラ、ゾウ、イリオモテヤマネコそれぞれについて実践することが説得力を持つのではないかと考えられます。

- ① 野生生物が人為的な脅威によって危機にさらされている「**生息地における保護活動**」
- ② 野生生物の生息地の外であっても、一人一人が人と野生の生きものとの共存に向かって行動するための「**野生生物保護に関する教育・普及**」
- ③ 人と野生の生きものとの共存を公共政策の要とするための「**野生生物保護に関する政策提言**」

## 2 事業の展開

### 2.1 国内象牙市場閉鎖

2019 年の CoP18 で採択された決定は、日本を含む国内象牙市場未閉鎖国に対して、自国の象牙市場が密猟や違法取引の一因とならないと保証できるだけの措置がとられていることを報告するよう求めています。この報告について審議する CITES 常設委員会は 10 月に開催が予定されていましたが、新型コロナ蔓延のために延期されてしまいました。一方、2020 年 1 月に設置された東京都の「象牙取引に関する有識者会議」も、国内象牙市場の中核をなす東京都における将来的な象牙取引禁止の可能性への期待を持たせるものでしたが、やはり 1 月の第 1 回が最初で最後の会合となってしまっています（2020 年 10 月現在）。東京オリパラが 2021 年に延期され、その開催のあり方、さらには実施の是非にも疑問が呈される中、果たして東京都がこのイニシアチブをどれほど精力的に進めるかは不透明です。

JTEF は、海外のパートナーと協力して、2021 年中の開催が期待される CITES 常設委員会において日本政府が象牙市場閉鎖を宣言するよう、2020 年中に東京都の「有識者会議」が開催され、東京都が都内の「アイボリー・フリー」を目指す政策を立てるよう、政策提言活動を強化していきます。

### 2.2 イリオモテヤマネコの生息地支援

日本政府が 2019 年 2 月に再度の推薦を行った西表島等の世界自然遺産登録は、観光客の増大とそれに伴う施設整備によって島の自然生態系に多大な影響を与える可能性があります。そ

の後の新型コロナウイルス蔓延により、2020年の世界遺産委員会が延期になり、西表島の世界自然遺産への推薦の行方は不透明となっていますが、いったん世界遺産として登録されれば、海外旅行の代替えとして国内旅行者が増加するおそれは強く、さらに将来的にアジアからの海外旅行が開かれた場合には、「リベンジ・トラベル」でインバウンド客が殺到するおそれもあります。

また、西表島では沖縄県による橋の架け替え事業が開始されています。工期12年が予定される島としては大規模な工事を伴い、大型の工事車両がヤマネコの交通事故の多い区間を走ることとなります。

新型コロナウイルス対応によるペースダウンはやむを得ないものの、JTEFは、交通事故防止のための夜間パトロール、「ヤマネコのいるくらし」授業、オーバーツーリズムを防止するための仕組み作りに対する政策提言、開発等によるヤマネコの生息環境の攪乱に対する監視等の活動を最大限進めていきます。

## 2.3 インドのトラおよびアジアゾウの生息地支援

JTEFは、2018年に中央インド・マハラシュトラ州のティペシュワール野生生物保護区でトラ保護プロジェクトを開始しましたが、もともとトラと住民とのトラブルが深刻な場所であり、手探りでプロジェクトの定着を試みていたところでした。そのようなときに今回の新型コロナ蔓延に伴う全国的ロックダウンが実施され、現場での活動が中断する事態となりました。インドは、2020年10月14日現在、世界で2番目に感染者数が多く、1日当たりの新規感染者数は世界一です。インドのゾウ保護プロジェクトも、南インドのケララ州で2020年当初には開始できる見通しとなっていたましたが、それが停滞する結果となりました。

新型コロナが蔓延する状況下、インドの多くの地域で、人間活動の減少によって野生動物がその圧力から解き放たれ、分布を広げる状況にあることが報じられています。このように予期せず、極めて短期的に野生動物と人間の土地利用におけるパワーバランスが変化したことにより、近い将来に人間活動がリバウンドした際に野生動物とのトラブルが激化することが予想されます。地域住民の野生動物保護活動に対する信頼を損なわないよう留意しつつ、現地パートナーWTIとのコミュニケーションを密にして、中央インド（トラ）と南インド（ゾウ）のプロジェクトの可能な限りの前進を目指します。

また、新型コロナ禍の中、WTIも予算カットを迫られる状況にあります。JTEFにとって欠くことのできない現地パートナーであるWTIが安定して存続できるよう、2つのプロジェクト以外のWTIの活動についても緊急的に支援を行っていきます。

## 2.4 日本において政策的な支援を受けてきた野生生物産業がメインプレーヤーとなる（象牙以外の）野生動物市場閉鎖の提起

JTEFには、第3期まで実施した野生生物犯罪の情報収集・分析を行う“JUSTICEプロジェクト”、前身団体であるJWCS時代に手がけたべっ甲取引、熊胆取引、エキゾチックアニマルを含む野生動物違法取引問題への取組みの経験があります。新型コロナ蔓延によって、野生動物取引の問題の根の深さが社会に知られるようになりつつある中、国内象牙市場閉鎖への取組みとの相乗効果を意識しつつ、「世界の中における日本」という観点から特に問題の大きい野生動物市場の問題について一定の取組みを行います。

### 3 教育・普及、広報について

新型コロナ蔓延を受けて、リアルの場におけるイベントが困難になり、「ニューノーマル」時代にはコミュニケーションの場がインターネット上のバーチャル空間にますます移行していくと考えられます。このような対応は、やむを得ない代替策というだけでなく、これまでよりも地理的に広く、かつ多数の人々の参加が得られる可能性を秘めているなど、積極的に評価すべき面も持っています。そこで JTEF も、リアルの場におけるイベント（実行委員会主催のチャリティー・パーティー、各種イベントへのブース出展、総会時の交流会など）の再開を期しつつ、インターネットを活用したバーチャル・イベントを積極的に展開します。

会報については、従来、年次報告書（法人、3 基金別の 4 種）、年 1 回の 3 基金別通信、年 1 回の統合版通信（"Achievement"）を発行してきました。しかし、ニューノーマル期においては、ボランティアの方々が多数参加しての発送作業が難しく、その事務を省力化するため、年次報告書の発行の仕方に関しても、見直しを行います（保護基金通信については、2019 年度に見直しを行っています）。

### 4 活動資金の確保について

2020 年度の個人寄附は、トラ、ゾウ、ヤマネコすべてについて少なからず減少しました。また、新型コロナウイルス蔓延のために 3 月以降の会場型イベントはすべて中止となり、例年 JTEF に 80 万円以上の寄附実績がある「野生動物サポートグッズ結」からの寄附も、チャリティー実行委員会からの寄附もゼロとなりました。助成金についても、ショッピング・カードの売上を財源とするものは助成額が大きく落ち込む可能性があります。

そこで、かつての寄附者の方々に寄付再開のお願いをすること、オンライン等でのサポートグッズ販売強化を「結」に依頼すること、現在得ている国内助成金の継続、新規の国内助成金の獲得、(イリオモテヤマネコについて) 竹富町、沖縄県、環境省等の行政機関からの補助事業・請負事業を、(やまパトの理念・目的・自主事業との一貫性、実質的に経済的なメリットがあるかどうか、行政との距離感に関する地域の理解等を慎重に見極めたうえで) 積極的に受け入れていくこととします。さらに、クラウドファンディングなどバーチャルなマーケティング・コミュニケーションによる資金獲得を、団体を挙げて積極的に行っていきます。

### 5 事務局体制

本部については、次の体制を維持します。

理事長（主な担当業務：生息地支援、教育・普及、広報、財務）

事務局長（主な担当業務：生息地支援、政策提言、広報、財務）

総務担当（総務、経理、会員管理、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

事業・広報担当（教育・普及を中心とした事業、広報、理事長／事務局長担当の事業事務を補佐）

事務局長一人の体制であった西表島支部については、今年度は、沖縄県の NPO として独立することを目指します。

その際、これまで行ってきた夜間パトロールやヤマネコのいるくらし授業等のルーティンとなっている活動を継続しつつ、そのすそ野を広げ、内容もより充実させるためには、業務量の増大は避けられません。そこで、事務局体制の強化をはかるべく、今年度から来年度にかけて、パートタイム・スタッフの確保を目指します。

以上

## 別紙

### 【野生生物保護実現に向けた理念】

人間の存在を前提にする以上、人間が自らのふるまいを制御することで、抑制されている野生生物の自然な進化を解き放つことが、「野生生物保護」を実現する唯一の道である。つまり、「野生生物保護」は、人間がそのふるまいを自己調節する結果として、野生生物が人間と「共」に地球上に「存」在するという形で実現する。

したがって、状態としての「野生生物保護」は、「人と野生生物との共存」という標語で表現することもできる。だが、単純に「野生生物保護」を「人と野生生物との共存」と言い換えてしまうと、プロセスとしての「野生生物保護」（人為的脅威の除去）の意義が忘れられがちになる。「野生生物保護」の実現にとって重要なのは、人間が積極的に人為的脅威の除去を行うというプロセスであって、共存は（人間の存在を前提とするが故の）結果に過ぎない。

今日では、「人と野生生物との共存（共生）」が、多くの自然保護をめざす非営利組織ばかりでなく企業や政府にとっての目標ともなっている。しかし、そこに込められた理念には、それぞれの間にながらぬ違いがある。これは、プロセスとしての「野生生物保護」（人為的脅威の除去）の重視の程度に差があることによる。（一般論としてはともかく）具体的な事例において、行政、企業、大規模な非営利組織が、人間社会がその時々都合により妥協できる範囲の「容赦」を恩恵的に野生生物に与えればよいと言わんばかりの行動をとることがしばしばみられる。これは、自らのふるまいを調節することへの消極的な志向を示している。その根本には、野生生物を人間が利用すべき資源、またはその時代、時代の人間社会にとって好ましい環境の一要素となりうる物、としかとらえない見方がある。

これに対し、JTEFは野生の生きものの立場に立って物事を考えることで「野生の世界をそっと大切に」というように、相手方（野生の生きもの）を尊重する意識をもった上で、人間のふるまいを積極的に調整することを「野生生物保護」実現の理念とする。それは、プロセスとしての「野生生物保護」を融通無碍にせず、厳格に考える立場ともいえる。